

「政令改正対象種（案）の概要」一覧表

1. 国内希少野生動植物種に追加しようとする種

種名 (学名)	選定要件*	選定理由 (生息状況等)
オガサワラハンミョウ (<i>Cicindela bonina</i>) 分類： コウチョウ目ハンミョウ科	ア、ウ	①種の特徴：小笠原諸島の父島と兄島のみで記録されている小笠原諸島の固有種。比較的乾燥した丘陵の中に存在する裸地環境を好む。幼虫はこうした裸地に巣穴を掘って生息している。 ②分布域：父島と兄島だけから分布が記録されているが、父島では1931年以降の記録がない。 ③個体数：兄島における成虫の発生数は500-700と推定。 ④減少要因：モクマオウ等外来樹種の侵入による植生遷移が圧迫要因と考えられる。愛好家による捕獲も影響を与えている可能性がある。
オガサワラシジミ (<i>Celastrina ogasawaraensis</i>) 分類： チョウ目シジミチョウ科	ア、ウ	①種の特徴：小型のシジミチョウで、小笠原諸島の固有種。成虫は多化性であり、冬期は個体数が少ないが、年間を通じて見ることができる。幼虫の食餌植物はオオバシママラサキやコブガシ等。 ②分布域：コブガシ類やオオバシママラサキなどの生育する自然性の高い森林に生息する。弟島、兄島、父島、母島及び姉島で分布が記録されているが、近年確認できているのは母島のみ。 ③個体数：数百個体以下。 ④減少要因：外来種のグリーンアノールによる捕食が圧迫要因として考えられるほか、台風による被害や開発による影響、アカギ等外来種の侵入による植生の変化の影響も考えられる。愛好家による捕獲も影響を与えている可能性がある。
オガサワラトンボ (<i>Hemicordulia ogasawarensis</i>) 分類： トンボ目エゾトンボ科	ア、ウ	①種の特徴：小笠原諸島の固有種。樹林に囲まれた水生植物の多い池や、流れのゆるやかな細流に生息する。成熟オスは、水域で飛翔型の縄張りを形成する。 ②分布域：1970年代までは、弟島、兄島、父島、母島及び姉島に分布していたが、1980年代半ば頃から父島で見られなくなり、1990年後半では母島でも確認できなくなった。近年確認されているのは兄島、弟島の2島のみ。 ③個体数：不明（少数）。 ④減少要因：父島、母島では外来種であるグリーンアノールの捕食圧によって絶滅したものと考えられるほか、ダム建設や道路工事による環境の悪化も圧迫要因として考えられる。また、2004年の異常少雨による影響で、個体数が激減した。アカギ等外来種の侵入による植生の変化の影響も考えられる。

<p>オガサワラアオイトトンボ (<i>Indolestes boninensis</i>)</p> <p>分類： トンボ目アオイトトンボ科</p>	<p>ア、ウ</p>	<p>①種の特徴： 本邦のアオイトトンボ科では最大種であり、小笠原諸島の固有種。樹林に囲まれた水生植物の多い小池や細流の淵が生息地となり、羽化直後は山腹の森林などに移動する習性がある。産卵は植物組織内に行う。</p> <p>②分布域： 父島、弟島で分布が記録されている（兄島の記録には疑問を持たれている。）が、父島では1980年代に絶滅し、現在は弟島にわずかに生息するのみ。</p> <p>③個体数： 不明（ごく少数）。</p> <p>④減少要因： 父島では外来種であるグリーンアノールの捕食圧によって絶滅したものと考えられる。また、ダム建設や道路工事等の開発や乾燥化の影響も指摘されている。</p>
<p>ハナダカトンボ (<i>Rhinocypha ogasawarensis</i>)</p> <p>分類： トンボ目ハナダカトンボ科</p>	<p>ア、ウ</p>	<p>①種の特徴： 小笠原諸島の固有種で、かつては各島の流水域に広く分布していた。成虫は4月～11月に出現し、溪流や小川に生息。父島列島と母島列島の個体群には顕著な遺伝子分化が認められている。</p> <p>②分布域： 弟島、兄島、父島、母島及び姉島から記録がある。父島では1998年の記録を最後に絶滅したものと見られ、母島でも激減している。姉島でも確認できない。兄島・弟島は比較的健全であるが、干ばつの影響により個体数の増減が激しい。</p> <p>③個体数： 不明（少数）。</p> <p>④減少要因： 父島では外来種であるグリーンアノールの捕食圧によって絶滅したものと考えられる。また、ダム建設や道路工事等の開発や乾燥化の影響も指摘されている。</p>
<p>ヒメタニワタリ (<i>Hymenasplenium cardiophyllum</i>)</p> <p>分類：チャセンシダ科</p>	<p>ア、ウ</p>	<p>①種の特徴： 森林中のやや湿った石灰岩上にまれに生じる常緑性のシダ。根茎は横走し、葉柄は基部に毛がある。長さ5-8 cm。葉身は単葉、全縁、広い卵形で長さ5-12 cm、幅5-8 cm。孢子嚢群は前側の側脈に沿って長く伸び、中肋近くから、葉縁に2/3くらい寄ったところまで達する。</p> <p>②分布域： 母島及び北大東島。</p> <p>③個体数： 小笠原諸島の母島石門に2ヶ所、50株程度が生育しているほか、北大東島でも50株程度が生育。</p> <p>④減少要因： アフリカマイマイによる食害。また、台風等による生育地の崩壊も影響を与えている。</p>
<p>コヘラナレン (<i>Crepidiastrum grandicollum</i>)</p> <p>分類：キク科</p>	<p>ア、ウ</p>	<p>①種の特徴： 多年生草本で日本固有種。多数の根生葉のみを有し、葉の節間は短い。葉は倒披針形、長さ1-5 cm、縁は波を打つ。花は黄色。</p> <p>②分布域： 父島と兄島の、乾いた岩場のみに分布。</p> <p>③個体数： 父島で25株程度、兄島で10株程度が確認されている。</p> <p>④減少要因： ヤギによる食害が最大の圧迫要因。また、生育地の崩壊等の影響も考えられる。</p>

<p>シマカコソウ (<i>Ajuga boninsimae</i>)</p> <p>分類：シソ科</p>	<p>ア、ウ</p>	<p>①種の特徴：草丈 15-40cm の多年草で日本固有種。全株一面に短毛で被われ、特に茎・花序などにはやや長い毛が密生する。葉は対生。葉先は円味を帯び、辺には波形の鋸歯がある。</p> <p>②分布域：父島、母島及び妹島の乾いた岩場にのみ分布。</p> <p>③個体数：父島に数株、母島に 10 株未満を確認。</p> <p>④減少要因：父島ではヤギによる食害が本種の最大の圧迫要因。</p>
<p>ウチダシクロキ (<i>Symplocos kawakamii</i>)</p> <p>分類：ハイノキ科</p>	<p>ア、ウ</p>	<p>①種の特徴：高さ 1-2m の常緑低木で日本固有種。葉は厚い楕円形、長さ約 4cm、縁はわずかに裏面に反り、長さ 1cm 程度の葉柄がある。花は 10-12 月、葉腋に数個の花をつける。花は乳白色で径 6-8mm。</p> <p>②分布域：父島の乾いた岩場にのみ分布。</p> <p>③個体数：確認されているのは 20 個体未満。</p> <p>④減少要因：ヤギによる食害。父島全体の乾燥化による影響も指摘されている。</p>

2. 国内希少野生動植物種の指定を解除しようとする種

<p>ルリカケス (<i>Garrulus lidthi</i>)</p> <p>分類： スズメ目カラス科</p>		<p>①種の特徴：奄美諸島の奄美大島とそれに近接した島のみに生息する日本固有種。照葉樹天然林が主な生息環境で、林縁部でも活動する。地上及び樹上で採餌し、脊椎動物とそれらの卵、節足動物、シイ・カシの実など、雑食。</p> <p>②分布域：奄美大島と加計呂麻島、請島、枝手久島の森林に分布。</p> <p>③個体数：繁殖個体数が少なくとも 1000 羽と推定。</p> <p>④除かれた減少要因：奄美大島におけるジャワマングースの低密度化や照葉樹天然林の回復等が今後の増加要因として期待される。</p>
---	--	---

3. 特定国内希少野生動植物種に追加しようとする種

<p>オキナワセッコク (<i>Dendrobium okinawense</i>)</p> <p>分類：ラン科</p>		<p>①種の特徴：暖地の山地の自然林内に生える常緑の着生ランで、日本固有種。茎は束生し、細長く垂れ下がり、長さ 70cm。葉は互生し、長さ 10-12cm。総状花序は各節から出て、通常 2 花をつける。花は白色または淡紅色。国内希少野生動植物種。</p> <p>②分布域：沖縄県国頭村、東村、大宜味村の山地に見られる。稜線部など登山道や林道が入っているあたりでは、指定前の園芸目的の採取によってほぼ消滅。</p>
--	--	--

※選定要件

○希少野生動植物種保存基本方針(平成4年総理府告示第24号)(抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

(1)国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

3 特定国内希少野生動植物種

特定国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書1に掲載された種（我が国が留保している種を除く。）又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定国内希少野生動植物種には選定しない。